

令和7年度 ごみの「持ち込みができる土曜日」について

椎葉村では、毎月、クリーンセンターへごみの持ち込みができる土曜日を設定しています。令和7年度の「持ち込みができる土曜日」は、次のとおりですのでお知らせします。

指定のごみ袋に入るサイズのごみは分別し、必ず指定ごみ袋に入れてください。

4月	12日
5月	10日
6月	7日
7月	12日
8月	9日
9月	13日
10月	11日
11月	15日
12月	13日
1月	10日
2月	7日
3月	7日

持ち込みができる時間

午前は、9時から12時まで

午後は、1時から4時まで

「持ち込みができる土曜日」であれば、事前連絡の必要はありません。

なお、平日にごみの持ち込みをする場合は、必ず事前に日向衛生公社椎葉営業所（67-30403）へ連絡してください。

水曜日は持ち込みできませんのでご注意ください。